

下野市告示第・・・号

下野市男女共同参画情報紙編集委員会設置要綱を次のように定める。

平成 2 0 年・月・日

下 野 市 長 広 瀬 寿 雄

下野市男女共同参画情報紙編集委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 下野市男女共同参画推進プランを効果的に推進するため、市民の意識などの現状を調査研究し、男女共同参画社会の実現に向けた情報紙を発行するため、下野市男女共同参画情報紙編集委員会(以下「編集委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 編集委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画情報紙の企画、取材及び編集に関すること。
- (2) その他男女共同参画情報紙の発行に関し必要な事項

(委員)

第 3 条 編集委員会は、委員 6 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 下野市男女共同参画推進委員会の委員
- (2) 公募による市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 編集委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定

める。

2 委員長は、編集委員会を代表し、会務を掌理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(編集委員会)

第6条 編集委員会は、委員長が召集する。

(関係者の出席要請)

第7条 編集委員会は、所掌事務に関し必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(記事の制限)

第8条 編集委員会は、情報紙の編集にあたっては、特定の政治、宗教、信条等に偏らないよう、常に中立的な立場に立って行われなければならない。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(謝礼)

第10条 編集委員会の活動に対し、予算の範囲内において謝礼を支払う。

(庶務)

第11条 編集委員会の庶務は、総務企画部企画財政課において処理する。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、編集委員会に関し必要な事項は、委員長が編集委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。